

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第829号 平成26年11月4日

はかりの日

11月1日は「はかりの日」です。

経済産業省では、現行の計量法が平成5年11月1日に施行された事を記念し、この日を「計量記念日（はかりの日）」として、計量法の適切な実施や計量思想の普及啓発に努めています。

私達の日常は「はかる」という行為と切り離せません。「はかる」というのは、私達が呼吸するのと同じ位重要な事なはずなのに、普段は「はかる」という事を殊更に考える事はありません。

ところで、「はかる」という言葉は、漢字を使って表すと、「計る」「測る」「量る」「図る」「謀る」「諮る」と実に多様です。

そのそれぞれの意味は、

- 計る 数量や時間を計る、計画を立てる
- 測る 長さや面積を測る
- 量る 重量や容積を量る
- 図る 意図する、工夫する
- 謀る だます、計略にかける
- 諮る 意見を聞く、相談する

という事ですので、使用するに当たっては間違えないようにしなければなりません。

この様に、多様な「はかる」ですが、その性格から大きく分けて、

- ある物質の状態を量的に計測する場合に使用する「計る」「測る」「量る」と
- 相手や自分の心の動き等、重さ等の量として計測出来ない場合に使用する「図る」「謀る」「諮る」

の2つに分類する事が出来ます。

さて、ある物質の状態を量的に計測する事を「計量」といいますが、この「計量」について定めているのが「計量法」という法律です。

「計量法」は、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」事を目的に制定されたもので、その第2条では「計量」の対象として

- 長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度、角度、立体角、面積、体積、速

さ、加速度、周波数、回転速度等物質の状態
・織度、比重その他の政令で定めるもの
の2種類を示しています。

このように、実に多様な物質の状態が日々「計量」されていますが、こうした「計量」は、経済・社会の根幹を支える極めて重要なものであり、常に適正に行われなければなりません。

ある物の長さを「測る」ためには物差しが必要ですし、ある物の重さを「量ろう」とすれば秤が必要であるように、ものを「はかる」ためには、必ずそのものと比較対照出来る「もの」が必要になります。

例えば、長さの単位である1メートルは光が約3億分の1秒後に到達する距離とされていますが、1960年まではメートル原器が基準とされていました。

また、重さの単位であるキログラムは、国際キログラム原器が基準とされています。1キログラムの定義は、昔は水1リットルの質量とされていましたが、現在は、より厳密を期すため白金製の原器（アルシーヴ原器）が作成されています。

このように、モノを「量る」ための基準は厳格に定められていますが、もしもこうした基準がものを「はかる」度が変わったり、「はかる」人によって物差しや秤のメモリが違っていたら、私達は、一瞬たりとも安心して生活する事は出来ません。

人類がものを「はかる」事を身に付けたのはいつ頃の事かよく分かりませんが、国家統一の道具として制度化されたのは、強力な中央集権国家として登場した秦国においてです。

中国を統一した始皇帝は、紀元前220年頃、通貨や軌道の統一に加え、人類で初めて「度（物差し）」「量（枘）」「衡（秤）」を統一したといわれていますが、ものを「はかる」基準の統一によって、人々はものを正確、かつ、公正に「はかる」事が可能となりました。

秦の始皇帝は、度量衡の統一によって、安心して生活する基盤を人々に提供したといえるでしょう。

そうした基準の重要性は、ものを「はかる」場合だけに留まりません。私達は日々生活する中で、社会の仕組みを維持するための様々な基準に取り巻かれています。その基準は、ものを「はかる」ための基準と同様に、厳正で透明性が高く、また、その運用に当たっては公正でなければなりません。

少なくとも、時の為政者や権力者の恣意的な判断によって基準が歪められたり、変更されるような事があれば、社会は安定を欠き、秩序の維持も難しくなる事は、今更いうまでもない事です。